

令和 8 年

市議会 3 月定例会議案参考資料

(追 加 分)



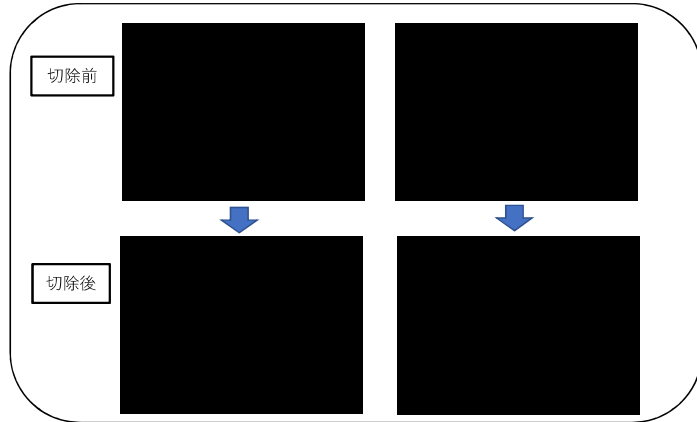
「訴えの提起について」 追加議案説明資料

土木課

1. 目的

道路へ通行上支障を及ぼした原因者に対する、樹木の切除に要した費用の請求に関し、次のとおり訴えを安城簡易裁判所に提起し、債権回収を実現するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

2. 位置図及び状況写真



3. 訴訟内容および相手方

相手方所有の土地（ ）から知立市道（ ）へ樹木の枝が越境し、道路の通行に危険かつ支障を生じさせていたため、市は当該樹木の切除を再三求めたが、相手方がこれに応じなかった。市はやむを得ず、民法（明治29年法律第89号）第233条第3項第1号に基づき、令和7年7月15日に当該樹木の切除を行い、かかった費用の支払いを相手方に請求したが、これに応じなかったため、民法第703条（不当利得の返還義務）又は民法第709条（不法行為による損害賠償）に基づきその履行を求めるもの。

相手方の氏名、住所、債務額については議案書のとおり

4. 経緯について

令和5年度	○令和5年5月1日	区長より土木課へ通報
	○令和5年5月	1回目 切除指導通知文を普通郵便にて発送
令和6年度	○令和5年7月	2回目 切除指導通知文を普通郵便にて発送
	○令和6年8月	3回目 切除指導通知文を普通郵便にて発送
令和7年度	○令和6年11月	4回目 切除指導通知文を普通郵便にて発送
	○令和7年5月	区長から土木課へ相談
	○令和7年5月	5回目 切除指導通知文を簡易書留郵便にて発送
	○令和7年6月	6回目 切除指導通知文を簡易書留郵便にて発送（催告）
	○令和7年7月15日	市による樹木の道路への越境部分の切除
	○令和7年8月	相手方に切除実施報告及び請求予告を簡易書留郵便にて発送
	○令和7年9月	1回目 請求書を簡易書留郵便にて発送
	○令和7年10月	2回目 請求書を簡易書留郵便にて発送
○令和8年1月	顧問弁護士による特定記録郵便及び内容証明郵便を送付	

5. 根拠法令

民法（明治29年法律第89号）第233条第3項第1号（竹木の枝の切除及び根の切り取り）に基づき市において切除し、民法第703条（不当利得の返還義務）又は民法第709条（不法行為による損害賠償）に基づき伐採費用の請求をする。

民法（明治29年法律第89号）（令和3年法律第24号追加）

第233条（竹木の枝の切除及び根の切り取り）

土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 略

3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取るることができる。

- 一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
- 二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
- 三 急迫の事情があるとき。

4 略

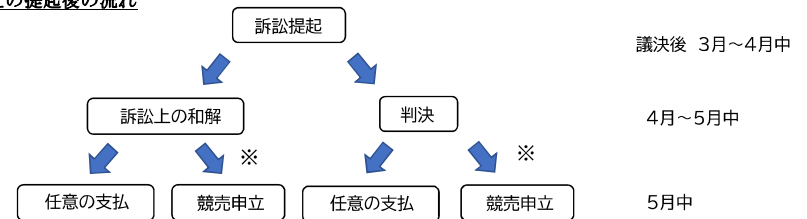
第703条（不当利得の返還義務）

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

第709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

6. 訴えの提起後の流れ



※支払われない場合